

令和 8 年度 事業実施方針

- I 令和 8 年度の貸付けについて
- II 令和 8 年度の資金調達について
- III 令和 8 年度の地方支援業務について
- IV 令和 8 年度のリスク管理及び内部統制について
- V 令和 8 年度の組織・体制について

地方公共団体金融機構

令和8年度 事業実施方針

令和8年度地方債計画及び国補正予算に伴い改正された令和7年度地方債計画では、物価高の中で適切な価格転嫁を進めるとともに、上下水道の老朽化対策をはじめとする社会資本整備を着実に推進する等の観点から、地方公共団体金融機構資金が増額確保された。

これらの地方債計画を踏まえ、地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は、住民生活に密着した事業に対して長期・低利の資金を安定的に供給するとともに、地方公共団体への貸付けを通じ、その資金需要に的確に対応する。

このために必要な資金については、国内外の金融市場から多様な手段を活用して安定的な調達を行う。

機構を取り巻く環境は、関税政策や地政学的な緊張を背景に経済情勢が大きく動いており、各国中央銀行の金融政策の転換に注意が必要な状況となっている。また、国内においても、日銀の追加利上げが今後想定されていることなど金利や為替の先行きは不透明となっている。このような状況下でも、弾力的・機動的な資金調達により、強固な財務基盤の下で安定的な経営を確保し、地方公共団体に対して長期・低利な資金を安定的に供給する。

併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施する。

また、持続可能な地域社会の実現を目指すとの考え方の下、引き続きグリーンボンドの発行や地方公共団体への融資を通じたサステナブルなまちづくりへの支援などに取り組む。

これらの取組を通じ、全ての地方公共団体の出資による地方共同の資金調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和8年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業、こども・子育て支援事業等）や地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（辺地対策事業及び過疎対策事業等）、さらには住民生活に密接に関連した公営企業や、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和8年度貸付計画の概要

改正後の令和7年度地方債計画及び令和8年度地方債計画における機構資金の計上額を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆7,400億円を計上する（令和7年度貸付計画額1兆6,000億円から1,400億円、8.8%の増。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、物価高の中での官公需における適切な価格転嫁を推進するため、改正後の令和7年度地方債計画及び令和8年度地方債計画において機構資金が増額確保された趣旨を踏まえ、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業及びこども・子育て支援事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、辺地対策事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

インフラ老朽化や建築事業費の上昇に対応するため、改正後の令和7年度地方債計画及び令和8年度地方債計画において上下水道事業の機構資金が増額確保されたこと等を踏まえ、住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(3) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率（基準利率及び機構特別利率）、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を貸付規程等において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーション機能の活用促進、借入手続の効率化に資する電子化の推進等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言を実施する。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

令和8年度事業別貸付計画

(表1)

(単位：億円、%)

区分		令和8年度	令和7年度	差引	増減率
事業等名		計画額 (A)	計画額 (B)	(A) - (B) = (C)	(C) / (B) × 100
一般会計債	公共事業等	346	365	▲ 19	▲ 5.2
	公営住宅事業	111	110	1	0.9
	学校教育施設等整備事業	342	301	41	13.6
	社会福祉施設整備事業	112	127	▲ 15	▲ 11.8
	一般廃棄物処理事業	180	278	▲ 98	▲ 35.3
	一般事業	276	80	196	245.0
	地域活性化事業	75	94	▲ 19	▲ 20.2
	防災対策事業	121	119	2	1.7
	地方道路等整備事業	446	211	235	111.4
	合併特例事業	360	533	▲ 173	▲ 32.5
	緊急防災・減災事業	1,837	1,489	348	23.4
	公共施設等適正管理推進事業	1,670	1,575	95	6.0
	緊急自然災害防止対策事業	992	985	7	0.7
	脱炭素化推進事業	311	305	6	2.0
	こども・子育て支援事業	114	48	66	137.5
	辺地対策事業	88	63	25	39.7
	過疎対策事業	1,369	1,305	64	4.9
計	8,750	7,988	762	9.5	
臨時財政対策債		-	183	▲ 183	皆減
(一般会計債等分計)		8,750	8,171	579	7.1
公営企業債	水道事業(上水道)	2,549	2,214	335	15.1
	水道事業(簡易水道)	104	85	19	22.4
	交通事業(一般交通)	21	18	3	16.7
	交通事業(都市高速鉄道)	213	220	▲ 7	▲ 3.2
	病院事業	1,454	1,376	78	5.7
	下水道事業	3,892	3,576	316	8.8
	工業用水道事業	136	130	6	4.6
	電気事業	33	46	▲ 13	▲ 28.3
	ガス事業	3	6	▲ 3	▲ 50.0
	介護サービス事業	59	28	31	110.7
	市場事業	160	98	62	63.3
	と畜場事業	5	3	2	66.7
	駐車場事業	1	1	0	0.0
	小計	8,630	7,801	829	10.6
	港湾整備事業	18	20	▲ 2	▲ 10.0
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2	8	▲ 6	▲ 75.0	
小計	20	28	▲ 8	▲ 28.6	
計	8,650	7,829	821	10.5	
計	17,400	16,000	1,400	8.8	

- 注1) 事業等名は、令和8年度地方債計画に基づき区分した。
 注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
 注3) 事業毎の貸付額は見込みの額であり、総務省の同意等により変わり得るものである。
 注4) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計4億円を計上した。
 注5) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
 ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
 注6) 各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合がある。

Ⅱ 令和8年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方共同の資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとする。

足許、国内外ともに市場環境の先行きが見通しにくい状況となっていることを踏まえ、資金調達を行うに当たっては、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、引き続き弾力的・機動的に対応する。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期から超長期にわたる多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、5年債、10年債、20年債及び30年債をはじめ、機構の中長期的な資金調達額の平準化や投資家の運用年限短期化のニーズを捉え新たに2年債を発行するとともに、引き続き FLIP (Flexible Issuance Program) 債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。また、国内グリーンボンドを着実に発行し、投資家層の拡大に努める。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努める。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増

額など、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めるため、フレックス枠を設定する。

なお、今後の ESG 債発行の在り方について、ESG 投資の動向に留意しながら不断に検討する。

③ 多様な市場における債券発行

機構ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体の SDGs に関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的な IR の実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等の IR を戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向の的確な把握に努める。また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとすることで、安定的な資金調達の実現に努める。

加えて、投資家のニーズに応じて Web 会議システム等を活用した IR にも引き続き取り組んでいく。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、国内定例債については、各四半期が始まる 1 ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行予定額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固

なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和8年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和8年度においては、表2のとおり公募債を1兆555億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,695億円発行するほか、長期借入を750億円行い、合計で1兆6,000億円を調達する予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり2,000億円を発行する予定である。

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和8年度	令和7年度
国内債	6,000億円	6,100億円
10年債	2,500億円	2,700億円
20年債	900億円	1,000億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
2年債	300億円	-
FLIP債	1,900億円	2,000億円
国外債	3,000億円	3,000億円
フレックス枠	1,555億円	1,755億円
計	10,555億円	10,855億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ 国内債の5年債については、グリーンボンドとして発行することを予定している。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和8年度	令和7年度
地共連引受債	750億円	1,500億円
10年債	0億円	750億円
20年債	750億円	750億円
地共済引受債	3,945億円	3,395億円
10年債	2,335億円	1,775億円
20年債	1,610億円	1,620億円
計	4,695億円	4,895億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和8年度	令和7年度
	750億円	750億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和8年度	令和7年度
4年債	2,000億円	2,900億円
計	2,000億円	2,900億円

※ 令和7年度については、当初計画額を記載。

4 合計

合計	令和8年度	令和7年度
	18,000億円	19,400億円
政府保証債除く	16,000億円	16,500億円

Ⅲ 令和8年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化や金利など先行き不透明な状況等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務の実施に取り組むこととする。

その際、地方公共団体の財政の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開する。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和8年度地方支援業務の概要

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を情報発信することで実務支援・人材育成等につなげ、地方公共団体へ還元する。

さらに、令和8年度は、地方財政の変遷をとりまとめる「地方財政史プロジェクト」や社会保障政策が地方財政に与える影響を研究するプロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」等の調査研究を本格始動させ、また、地方財政研究者への支援を充実し、地方財政の健全な発展に貢献する。

① 地方財政史プロジェクト

機構が依って立つ地方財政制度の健全な発展に資するため、「地方財政史編集委員会」を設置し、戦後の地方財政制度の変遷についての「地方財政史」を取りまとめる。

② 研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」

高齢化社会の進展に伴い、社会保障政策が地方公共団体の財政に与える影響や地方から見た望ましい社会保障政策の姿を研究する。これにより、社会保障を支える地方財政の基礎となる知見を地方公共団体に提供する。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて、地方公共団体・公営企業にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体にとって関心の高い地方財政等に係るテーマを題材としたセミナーや、地方公共団体の職員が各団体において、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するための研修等を実施する。

また、遠隔地や小規模な団体も含めた多様な実情を踏まえ、eラーニングコンテンツの充実やAIを活用した地方公共団体の相談への対応などICT技術を積極的に活用する。

さらに、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、資金調達・資金運用等に対する個別団体へのアドバイスを地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で実施する。

① 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

総務省と共同して、個別団体の状況や要請に応じ、地方公共団体・公営企業にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について、本事業を初めて活用する団体等の利便性を向上するため、新たにニーズに応じたアドバイザーが選べるようにマッチング機能を備える。

② 関係機関との共催事業

これまで公益財団法人全国市町村研修財団（市町村職員中央研修所（JAMP）・全国市町村国際文化研修所（JIAM））等と実施してきた財政運営、資金調達・資金運用等に係る共催研修について、資産評価システム研究センターが実施する研修会を新たに加え、機構が提供する人材育成の機会や内容を更に充実させる。

(3) 情報発信

地方公共団体の地方支援業務の一層の活用に向け、JAMP・JIAM及び一般財団法人地方自治研究機構（RILG）に加え、新たに関係機関と開始する共催事業を通じ、市町村職員のみならず、各団体の意思決定を担う首長や地方議会議員に対し、活用できる地方支援業務の内容について直接的なアピールに努めるなど、情報提供機会の拡充を図る。

また、先進事例検索システムの掲載事例の充実等を行うほか、金融知識、経済・金融データ等地方公共団体にとって参考となる情報をホームページで

積極的に発信するなど、機構ホームページにおける情報のプラットフォーム機能の充実を図る。

IV 令和8年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認の維持・強化を図るため、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状態が続く様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

また、近年頻発化・激甚化する自然災害等に備え、緊急時にも業務継続が可能な体制を整備する。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、フロー・ストック両面からのデュレーションギャップを活用した管理指標やマチュリティラダー、将来年度の資金調達額の平準化の状況等に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

- ④ 新 ALM システムを活用し、市場環境の急変の際、迅速に管理指標の計算やシミュレーションを実施しリスク管理の経営判断に反映させるだけでなく、管理指標の見直しや追加も検討し、機構のリスク管理の精度向上に努める。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、金融危機時においても、機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌1ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 情報セキュリティ対策

昨今のサイバー攻撃の増加並びに巧妙化、高度化に鑑み、情報セキュリティに関する情報の収集及び対策、並びに役職員に対しての周知啓発を継続する。

(5) 災害対策等

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

また、テレワークやweb会議の活用等、必要な対策を実施し、緊急時においても業務継続可能な体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 令和8年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和8年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務を的確に遂行するため、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、円滑に派遣いただけるような取組を強化することによって、地方公共団体との間に強固な関係を構築する。また、働き方改革等も踏まえ、所要の職員数を確保するため、新卒・中途採用により優秀な人材を獲得する。

さらに、職員が持つ能力を最大限発揮できるようにするため、適材適所での配置を行うとともに、機構職員の育成方針に基づき、計画的に研修を実施するなど人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

3. 業務改善・DXの取組等の推進

社会経済情勢の変化等に適切に対応していくため、業務改善・DXの取組を行い、地方公共団体と機構にとって効率的な業務を目指し、見直しを行う。

こうした視点の下、生成AIをはじめとするICTツール等を活用することや、民間活力を活用した方が効果的・効率的な業務を外部へ委託することなどにより、業務の質の向上や事務負担の軽減等を図る。

また、基本的な方針であるサステナビリティポリシーの下、サステナビリティ委員会の審議を通じて、取組を組織全体として推進する。